

市原ショートステイ利用料金表

① 介護保険対象

サービス略称			
併設短期生活	要支援 1	499	基準単位
併設短期生活	要支援 2	614	
併設短期生活Ⅱ 1	要介護 1	682	
併設短期生活Ⅱ 2	要介護 2	751	
併設短期生活Ⅱ 3	要介護 3	822	
併設短期生活Ⅱ 4	要介護 4	891	
併設短期生活Ⅱ 5	要介護 5	959	
夜間職員配置加算		13	①
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		12	②
看護体制加算(Ⅱ)		8	③
送迎加算		184	④
若年性認知症利用者受入加算		120	

$$(\text{基準単位} + \text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{日数} = \text{I}$$

$$\text{I} \times 0.025 (\text{介護職員処遇改善加算Ⅰ}) + \text{I} = \text{II}$$

$$\text{II} \times \text{地域単価 } 10.45 \text{ 円} = \text{III} (\text{小数点以下切り捨て})$$

$$\text{III} - \text{III} \times 0.9 (\text{小数点以下切り捨て}) = \text{利用者負担金}$$

※ 京都市のショートステイ利用の地域単価は 10.45 です。

※ 送迎ご希望時は、『④送迎加算』が加算されます。

※ 要支援の方は、『①夜間職員配置加算・③看護体制加算Ⅱ』は加算されません。

② 保険外の実費負担額

項目	単価 (円)	備考
おやつ代	1日 100 円	希望により提供するおやつ代
電気器具使用料	2 機種1日 50 円	1機種増えるごとに50円プラス
理容、美容代	業者が請求する額 1700 ～ 2500 円	2社の業者から選択
送迎費	片道 1000 円	5km以上

★本人の希望によって施設が提供する日用品及び教養娯楽については実費請求いたします。

★支給限度基準額を超えて利用する場合の利用額は介護区分毎の介護給付費（加算を含む額）の全額となります。

③ 食費

利用者負担段階	利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	300円/日
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額 と課税年金収入額が合計で80万円以下の者等	390円/日
【第3段階】 市民税世帯非課税であり利用者負担第2段階に該当されない者等	650円/日
【第4段階】 上記に該当されない者	朝食320円 昼食660円 夕食520円 合計1500円

④ 居住費

利用者負担段階	利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	0円/日
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額 と課税年金収入額が合計で80万円以下の者等	320円/日
【第3段階】 市民税世帯非課税であり利用者負担第2段階に該当されない者等	320円/日
【第4段階】 上記に該当されない者	830円/日